

旧三田ヶ谷小学校跡地利活用に係る公募型プロポーザル  
審査基準書

羽生市

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 第1 | 審査基準書の位置付け.....       | 1 |
| 第2 | 審査方法.....             | 1 |
| 第3 | 審査内容.....             | 3 |
| 第4 | 優先交渉権者等の決定.....       | 4 |
|    | 企画内容審査の評価項目及び配点等..... | 5 |

## 第1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、旧三田ヶ谷小学校跡地利活用事業（以下、「本事業」という。）において、地域の活性化や学校施設の有効活用を担う事業者の募集・選定等を行うに当たり、最も優れた事業者を選定するための審査方法、審査基準等を示すものであり、「募集要項」と一体をなすものです。

## 第2 審査方法

### (1) 審査方法の概要

本事業では、学校跡地の有効活用において、官民連携による民間事業者のノウハウの活用を図るとともに、地域の活性化を実現するため、事業計画の妥当性、業務遂行能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとします。

### (2) 事業者選定委員会の設置

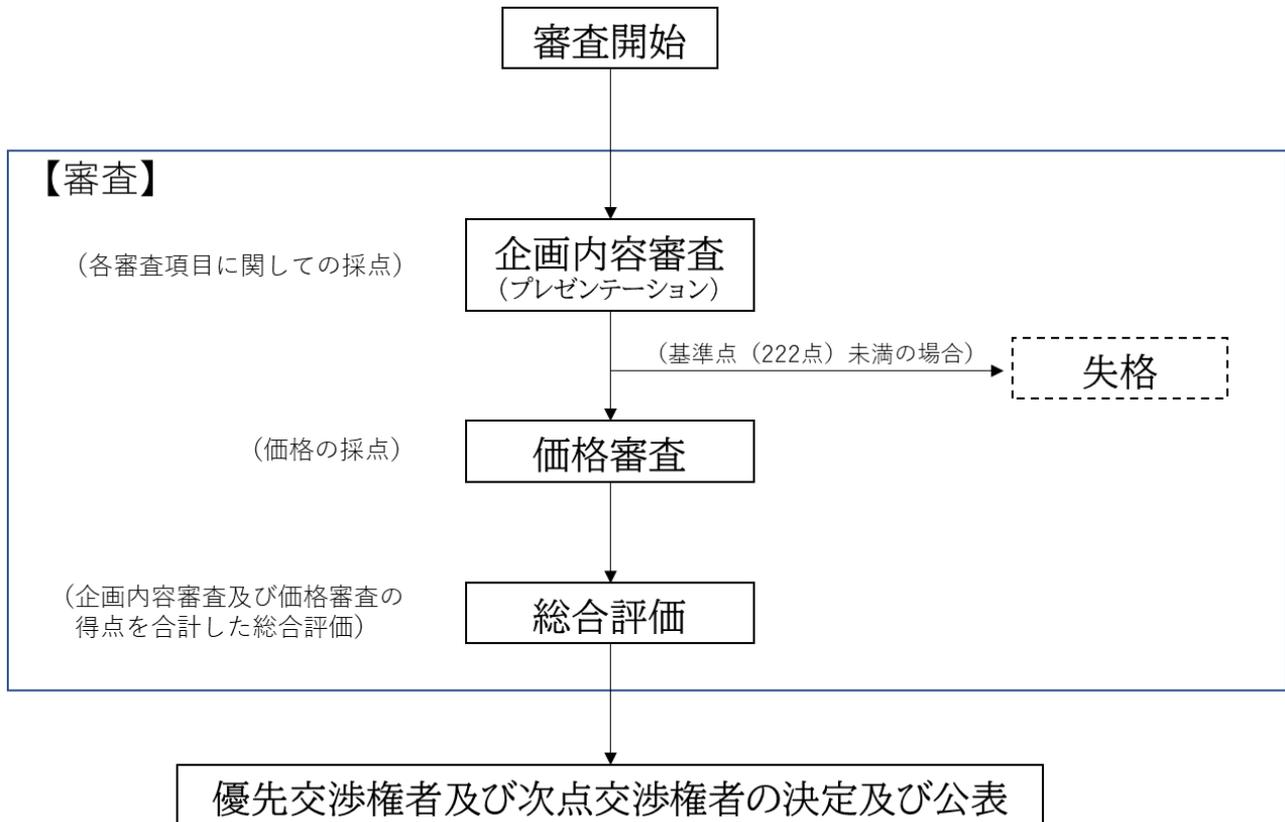
事業者の募集及び選定に当たり、応募者からの提案に対して客観的かつ公正な視点から評価を行うため、「旧三田ヶ谷小学校跡地利活用事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、応募者からの提案を基に、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行います。

### (3) 審査の流れ

本事業の審査は、以下「審査の流れ」に示すとおりです。

#### 【審査の流れ】



- ① 実施日時 令和7年12月10日(水)  
※詳細は後日通知します。
- ② 実施場所 羽生市役所 3階 301会議室
- ③ 所要時間 一応募者につき、50分以内とします。
  - ・準備：5分以内
  - ・事業提案：15分以内
  - ・質疑応答：30分以内
- ④ 内容 計画提案書等の説明
- ⑤ 参加人数 一応募者につき、3人までとします。  
なお、共同での応募の場合は、5人までとします。
- ⑥ 使用機器 パソコンを使用する場合は、HDMI端子(タイプA)のあるパソコンを持参してください。

なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは羽生市で用意します。

- ⑦ 資 料 事前に提出した計画提案書のみとし、追加資料の提出は不可とします。

### 第3 審査内容

#### (1) 企画内容審査

企画内容審査の評価項目及び配点は別紙「企画内容審査の評価項目及び配点等」に示すとおりです。

企画内容審査は、別紙「企画内容審査の評価項目及び配点等」及び下記の「評価項目の採点基準」に基づき行います。

#### 評価項目の採点基準

| 評価 | 判断基準               | 得点化方法      |
|----|--------------------|------------|
| A  | 提案内容が特に優れている       | 各項目の配点×1.0 |
| B  | 提案内容が優れている         | 各項目の配点×0.8 |
| C  | 適切な提案がなされている       | 各項目の配点×0.6 |
| D  | 提案内容がやや劣っている       | 各項目の配点×0.3 |
| E  | 提案内容に優れている点が認められない | 各項目の配点×0.0 |

#### (2) 価格審査

価格審査点は、提案価格を以下の式で得点化します。

価格審査点は、小数点以下第3位を四捨五入して求めるものとします。

ただし、応募者が1者の場合には、当該応募者の価格審査点を30点とします。

$$\text{価格審査点} = \frac{\text{当該事業者の提案価格}}{\text{最高提案価格}} \times \text{配点 (30点)}$$

### (3) 総合評価

企画内容審査及び価格審査の得点合計により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

なお、最高得点と同点の場合は、企画内容審査点が上位の者を優先交渉権者とします。

| 審査点の区分  | 配点   |
|---------|------|
| 企画内容審査点 | 370点 |
| 価格審査点   | 30点  |
| 合計点     | 400点 |

## 第4 優先交渉権者等の決定

選定委員会において優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、全ての応募者に結果を通知するとともに、羽生市ホームページで公表する予定です。

## 企画内容審査の評価項目及び配点等

前頁の企画内容審査点（配点：370点）については、下記の企画内容審査の評価項目及び配点において審査し、配点を行います。

| 審査項目                   | 評価項目  | 配点  |      |
|------------------------|---|-----|------|
| 事業概要等（実施方針・コンセプト・事業効果） | ・本事業の目的（上位計画や各学校跡地の個別活用計画など）を十分に理解した提案となっているか。                      | 30点 | 120点 |
|                        | ・事業コンセプトに将来性や魅力が感じられるか。   | 40点 |      |
|                        | ・学校施設（土地・建物）が全体として有効活用されるか。   | 30点 |      |
|                        | ・事業の効果が、市や地域にとって有益であるか。   | 20点 |      |
| 事業の実施体制                | ・事業の実施体制（人員配置を含む。）が十分構築されているか。 ※（複数事業者の場合、それぞれの役割分担が明確かつ妥当なものであるか。） | 30点 | 60点  |
|                        | ・事業を円滑に進めるための工夫等がなされているか。   | 20点 |      |
|                        | ・類似事業の取組実績があるか。（10点）  | 10点 |      |
| 事業の実現性                 | ・事業実施に当たっての想定スケジュールが、無理なく確実性の高いものであるか。                              | 20点 | 60点  |
|                        | ・事業継続性が十分見込めるか。   | 20点 |      |
|                        | ・想定されるリスクとその対応策が十分講じられているか。   | 10点 |      |
|                        | ・事業収支計画が、矛盾なく根拠のあるものとなっているか。  | 10点 |      |
| 地域への貢献、地域の活性化          | ・学校施設を有効活用することで、地域の活性化や地域の魅力創出に寄与する提案となっているか。                       | 30点 | 60点  |
|                        | ・地域や地元企業、行政と連携した運営に関する提案となっているか。                                    | 30点 |      |

|           |   |     |     |
|-----------|---|-----|-----|
| 施設の維持管理   | ・土地建物の維持管理方法は適切なものか                             | 20点 | 40点 |
|           | ・維持管理について、予防保全、事故・災害・犯罪等の未然防止や発生等に備えた計画となっているか。 | 20点 |     |
| 防災協定や学校開放 | ・災害発生時に速やかに協力できる体制や方法が提案されているか。                 | 20点 | 30点 |
|           | ・地域住民やスポーツ団体等への施設開放について、十分な配慮がなされているか。          | 10点 |     |